

令和7年5月11日

横浜市中区住吉町4-45-1  
関内トーセイビルⅡ 7階  
弁護士法人仁平総合法律事務所  
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社  
代理人  
弁護士 [redacted] 様  
弁護士 [redacted] 様  
弁護士 [redacted] 様

**土壌汚染の調査等に係る疑義照会の回答書に対する意見書**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]

周辺住民 (30家族:氏名省略)

洋光台三丁目町内会長

冠省 令和7年4月27日付の疑義照会の回答書を、本日受領した。

回答内容は、貴代理人らが疑義照会での指摘事項等に真摯に回答していないことから、極めて不十分である。本件は、工事中の健康被害(不安)等を訴える住民に対し、事業者が事前に説明会を行う必要がある。

土壌汚染の調査を行うに際し、近隣住民の理解を得ることなく、又しても強行突破することは、貴殿らの自由であるが、来るゼネコンの説明会の際には、再度、詳しく土壌汚染の調査を行うことを近隣住民、周辺住民及び町内会から要請するので、その旨を、本工事(解体工事含む)を請負うゼネコンに伝達されたい。

なお、工場跡地と分かっているながら、本件計画敷地の購入をしていたにも関わらず、約2年間に渡り説明会などの席で、素知らぬふりをし続けた FJ ネクストの [redacted] 部長代理の責任は、何処までも免れるものではないことを付言する。本件の問題は、そこが原点である。 不一

※本書簡は、個人情報保護をうけて、青空を渡さない会のホームページ及び「X」に掲載することを、念のため申し添える。